

居住支援サービスの一覧

—金銭・財産管理（後見制度）サービス—

■■金銭・財産管理（後見制度）サービスとは■■

—後見人の主な役割—

—成年後見人の種類—

財産管理	・権利書や通帳などの保管 ・遺産相続などの各種行政上の手続き、収入・支出の管理 ・銀行など金融機関との取引 ・不動産等重要な財産の管理、保存、処分など	任意後見制度	現在は元気だが、将来、判断能力が不十分になったときに備えておくための制度 ・任意後見人の報酬は、契約で定めた金額 ・任意後見監督人の報酬は、裁判所で定めた額
身上監護	・住居確定や契約、費用の支払い ・介護保険の利用や介護サービスの依頼、費用の支払い ・健康診断等の受診、入院などの契約、費用の支払い ・老人ホームなど施設の入退所など	法定後見制度	現在すでに判断能力が不十分な人に代わって法律行為をしたり、被害にあった契約を取り消したりする制度 ・後見人の報酬は、裁判所で定めた額

■空き家サポートセンター

大阪府豊能郡豊能町東ときわ台 5-14-19

TEL. (072) 736-0531

法人名のとおり空き家対策を念頭においた団体。高齢者を中心に資産管理や生前整理だけでなく後見制度、死後事務委任なども含めサポートする。

- ・生前整理・遺品整理：50,000 円～（お住まいの住居面積等に応じて料金が異なります）
- ・任意後見契約書作成：50,000 円※～、月額報酬：12,000 円～
- ・見守り契約書作成：30,000 円※～、月額報酬：6,000 円～
- ・財産管理等委任契約書作成：30,000 円※～、月額報酬：15,000 円～
- ・死後事務委任契約書作成：50,000 円※～
- ・死後事務実施費用：100,000 円～（家財処分費等、別途必要）
- ・その他

※公証役場・必要書類等の費用別途要

■障がい者・高齢者市民後見STEP

豊中市新千里東町 1-4-1 阪急千里中央ビル 8 階

TEL. (06) 6155-5432

知的・精神障害者や認知症高齢者の財産管理や任意後見・法定後見、死後事務等、所属スタッフが市民感覚で支援する活動を幅広く実施。成年後見制度利用の必要性を検討した上で対応する。

- ・任意後見：初期費用 30,000 円※～、月額報酬：12,000 円～
- ・死後事務委任：初期費用 50,000 円※～
- ・死後事務実施費用：100,000 円～（家財処分費等、別途必要）

※公証役場・必要書類等の費用別途要

■24 時間みまもり社会を創る会・笑顔

大阪市中央区船越町 1-3-5 マーキュリー愛見ビル 4 階

TEL. (06) 6948-6988

見守り、少額短期保険、死後事務委任を前提に住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居をサポート。

- ・入居に向けた相談や不動産会社への同行 手数料：家賃 1 ヶ月分（成約時）
- ・通報装置タイプによる見守り：初期費用：47,000 円～ 月額使用料：4,800 円～
（※インターネット回線必須、連絡先設定：上限なし）
- ・死後事務委任：初期費用 50,000 円※～
- ・死後事務実施費用：418 円～30,152 円/月（少額短期保険契約加入費用）

※公証役場・必要書類等の費用別途要